

支え合い活動参加者保険

豊橋市

高齢者が気軽に集うことができる「まちの居場所」への参加者や、買い物・草取りなどの日常生活を支援する「助け合い活動」サービスを受けている方の事故へ給付する制度です。保険料は市が負担します。



© 豊橋市トヨッキー

詳しくは次項をご覧ください。

1 給付の対象となる方

支え合い活動（※1）への参加者（※2）です。ただし、お互いさまのまちづくりネットワーク（※3）に登録した団体の支え合い活動である必要があります。

※1「**支え合い活動**」とは、下記の表に書かれた活動です。

活動区分	活動内容
支え合い活動	「まちの居場所活動」「助け合い活動」その他の地域住民が主体となった互助活動です。
まちの居場所活動	地域住民が定期的に一定の場所に集い、地域交流等に資する取り組みを行う活動です。 例：コミュニティカフェやサロンの運営
助け合い活動	地域住民による買い物代行、庭の草取りその他の高齢者等の日常生活を支援する活動です。 例：買い物や草取り、話し相手、見守りなどの活動

※2「**支え合い活動への参加者**」とは

まちの居場所活動に参加する者、助け合い活動による支援を受ける者、その他の支え合い活動による受益者をいいます。

※3「**お互いさまのまちづくりネットワーク**」とは

市が運営する支え合い活動団体登録制度です。

本保険制度への加入のほか、市民活動総合補償制度に加入でき、（スタッフ名簿を提出した団体に限る。）、市からの有益な情報提供が得られるなどのメリットがあります。参加している支え合い活動がお互いさまのまちづくりネットワークへ加入しているかどうかを確認したい場合は、支え合い活動運営者が市へ問い合わせてください。

2 給付の対象・対象外となる支え合い活動の具体例

① まちの居場所活動

【給付の**対象となる例**】

- まちの居場所活動へ参加中、お茶をこぼしてやけどを負った。
- まちの居場所活動へ参加中、階段で転んで足を骨折した。

【給付の**対象とならない例**】

- お互いさまのまちづくりネットワークへ加入していない団体のまちの居場所活動参加中の事故。
- 持病として腰痛が普段からあり、たまたま、まちの居場所活動中に痛みが増した。
（まちの居場所活動とは関係のないケガ）
- まちの居場所活動中に地震などの天災に遭いけがをした。

② 助け合い活動

【給付の**対象**となる例】

- ・ 草取りサービスを受けているとき、草取機の歯が受益者（サービスを受けている方）の足に当たりケガをした。

【給付の**対象**とならない例】

- ・ 草取りサービス提供中に、草取機の歯がサービス提供者の足に当たりケガをした。（助け合い活動運営者側のケガ。本保険の対象ではありませんが、市民協働推進課が提供する市民活動総合補償制度の対象となる可能性があります。）

3 保険の適用を受けるための条件など（一部）

お互いさまのまちづくりネットワークへの加入

支え合い活動参加者保険の適用を受けるには、事故発生時に参加する支え合い活動の実施団体がお互いさまのまちづくりネットワークへ登録している必要があります。

＜支え合い活動 参加者＞

参加する支え合い活動がお互いさまのまちづくりネットワークへ加入しているかどうかを確認したい場合は、支え合い活動運営者が市へ問い合わせてください。

＜支え合い活動 運営者＞

新たに加入する場合は、市のホームページに申込書が掲載されていますので、必要事項を記入の上、市へ提出してください。

参加者名簿の作成

支え合い活動の運営者は、参加者の氏名、生年月日、電話番号及び住所を記載した名簿をあらかじめ作成する必要があります。また、併せて名簿に支え合い活動を実施する日時及び場所を記載する必要があります。

※ 保険の適用を受けるための条件は他にもあります。詳しくは市へ問い合わせてください。

4 給付の内容

支え合い活動参加中、死亡または負傷した場合に保険金が支払われます。

区 分		給 付 額 上 限
①	死亡保険金又は 後遺障害保険金	200万円
②	入院日額保険金	日額 3,000 円
③	通院日額保険金	日額 2,000 円に通院日数を乗じて得た金額

❗ 対象とならない場合

- × 参加者の故意
- × 戦争、暴動その他社会的騒乱
- × 地震、洪水その他の天災
- × 参加者の心神喪失や持病
- × 参加者の犯罪行為や闘争行為
- × 急激かつ偶然な外来による事故ではないもの（くつずれ、しもやけ、日焼け、疾病など）
- × **活動参加のための往復途上で、寄り道した時に発生した事故**

※上記「対象にならない場合」以外でも、後遺障害保険金については、対象とならない場合もあります。

※通院・入院が1日でも保険金が受けられます。

※負傷したらまず**病院で医師の診察**を受けてください（**接骨院・整骨院は対象にならない場合があります**）。

5 支払いに係る手続き

本保険の給付対象となり、適用を受けようとする場合は、以下の手続きをとる必要があります。

- ① 保険事故の発生後、遅滞なく市へ連絡する。
- ② ①の報告後、保険会社へ連絡し、保険会社の指示に従い手続きを進める。
- ③ ①の報告後、保険事故当日の参加者名簿を保険会社へ提出する。

6 その他

このパンフレットは「豊橋市支え合い活動参加者保険」の概要をまとめたものです。ここに記載したもののほか、必要な事項は「豊橋市支え合い活動参加者保険要綱」に定めていますので、ご確認ください。

【問合せ先】

豊橋市役所 福祉部 長寿介護課 生きがい支援グループ
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
電話：0532-51-2359
FAX：0532-56-3810
Email：choju@city.toyohashi.lg.jp
ホームページ <https://www.city.toyohashi.lg.jp/37608.htm>